

平成29年3月 8日 開会

平成29年3月 日 閉会

平成29年第1回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議案目次

- 議案第1号 平成28年度江差町一般会計補正予算(第9号)について
議案第2号 平成28年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)について
議案第3号 平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
議案第4号 平成28年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
議案第5号 平成28年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について

平成28年度補正予算議案(議案第1号～第5号)別冊

- 議案第6号 平成29年度江差町一般会計予算について
議案第7号 平成29年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
議案第8号 平成29年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第9号 平成29年度江差町介護保険特別会計予算について
議案第10号 平成29年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
議案第11号 平成29年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
議案第12号 平成29年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
議案第13号 平成29年度江差町奨学金特別会計予算について

平成29年度各会計予算議案(議案第6号～第13号)別冊

- 議案第14号 平成29年度江差町水道事業会計予算について

平成29年度江差町水道事業会計予算議案(議案第14号)別冊

- 議案第15号 平成29年度江差町財政調整基金の処分について…………… P 1
議案第16号 平成29年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について…………… P 3
議案第17号 江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について…………… P 5
議案第18号 江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について…………… P 11
議案第19号 江差町税条例等の一部を改正する条例について…………… P 13
議案第20号 町税コンビニエンスストア収納に伴う督促手数料廃止の関連条例の整理に関する条例の制定について…………… P 23
議案第21号 江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について…………… P 25
議案第22号 江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について…………… P 45
議案第23号 町道路線の認定について…………… P 49
議案第24号 江差町ほか2町学校給食組合を組織する町の数の減少及び江差町ほか2町学校給食組合規約の変更について…………… P 51
議案第25号 江差町ほか2町学校給食組合を組織する町の数の減少に伴う財産処分について…………… P 53

議案第15号

平成29年度江差町財政調整基金の処分について

平成29年度江差町一般会計の財源不足を補填するため、江差町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、財政調整基金を次のとおり処分するものとする。

- 1 処分する額 258,000,000円
- 2 処分する時期 平成29年度中

平成29年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

議案第16号

平成29年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について

平成29年度江差町国民健康保険費特別会計の財源不足を補填するため、江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、江差町国民健康保険事業会計財政調整基金を次のとおり処分するものとする。

記

- 1 処分する額 65,000,000円
- 2 処分する時期 平成29年度中

平成29年3月8日提出

江差町長 照 井 誉之介

議案第17号

江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

江差町職員の給与に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成29年3月8日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

江差町職員の給与の独自削減の一部復元に伴い、江差町職員の給与に関する条例を改正する必要性が生じたため。

江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

江差町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1を次のように改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附則別表第1（附則第5項関係）

給料表

（単位：円）

| 職員の 区分 | 級 号 俸 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|-----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | 1 | 140,200 | 189,800 | 221,100 | 253,300 | 278,500 | 308,200 |
| | 2 | 141,300 | 191,600 | 222,700 | 255,200 | 280,700 | 310,400 |
| | 3 | 142,500 | 193,400 | 224,100 | 256,900 | 282,900 | 312,600 |
| | 4 | 143,600 | 195,200 | 225,700 | 258,900 | 284,900 | 314,700 |
| | 5 | 144,700 | 196,800 | 227,100 | 260,700 | 286,900 | 316,900 |
| | 6 | 145,800 | 198,500 | 228,800 | 262,500 | 289,100 | 318,800 |
| | 7 | 146,900 | 200,300 | 230,200 | 264,400 | 291,300 | 320,900 |
| | 8 | 148,000 | 202,100 | 231,800 | 266,400 | 293,500 | 323,100 |
| | 9 | 149,000 | 203,800 | 233,100 | 268,400 | 295,500 | 325,100 |
| | 10 | 150,400 | 205,600 | 234,600 | 270,400 | 297,700 | 327,200 |
| | 11 | 151,700 | 207,400 | 236,100 | 272,400 | 299,900 | 329,300 |
| | 12 | 153,000 | 209,100 | 237,500 | 274,400 | 302,100 | 331,400 |
| | 13 | 154,300 | 210,500 | 239,000 | 276,300 | 304,100 | 333,200 |
| | 14 | 155,800 | 212,300 | 240,400 | 278,300 | 306,200 | 335,200 |
| | 15 | 157,300 | 214,000 | 241,700 | 280,300 | 308,300 | 337,200 |
| | 16 | 158,800 | 215,800 | 243,000 | 282,200 | 310,400 | 339,200 |
| | 17 | 160,100 | 217,500 | 244,500 | 284,200 | 312,400 | 340,900 |
| | 18 | 161,600 | 219,100 | 246,100 | 286,100 | 314,300 | 342,800 |
| | 19 | 163,100 | 220,700 | 247,800 | 288,100 | 316,400 | 344,600 |
| | 20 | 164,600 | 222,300 | 249,500 | 290,100 | 318,300 | 346,400 |
| | 21 | 166,000 | 223,800 | 251,100 | 292,000 | 320,100 | 348,400 |
| | 22 | 168,600 | 225,500 | 252,800 | 294,100 | 322,200 | 350,200 |
| | 23 | 171,200 | 227,100 | 254,500 | 296,000 | 324,100 | 352,200 |
| | 24 | 173,800 | 228,600 | 256,100 | 298,000 | 326,200 | 354,000 |
| | 25 | 176,500 | 229,900 | 258,100 | 299,800 | 327,600 | 355,900 |
| | 26 | 178,200 | 231,400 | 259,900 | 301,800 | 329,500 | 357,800 |
| | 27 | 179,800 | 232,800 | 261,700 | 303,900 | 331,300 | 359,700 |
| | 28 | 181,500 | 234,100 | 263,400 | 305,800 | 333,100 | 361,700 |
| | 29 | 183,000 | 235,400 | 265,100 | 307,600 | 334,800 | 363,100 |
| | 30 | 184,800 | 236,600 | 266,900 | 309,600 | 336,600 | 364,900 |
| | 31 | 186,600 | 237,600 | 268,700 | 311,600 | 338,500 | 366,600 |
| | 32 | 188,200 | 238,700 | 270,400 | 313,700 | 340,200 | 368,200 |
| | 33 | 189,800 | 240,000 | 272,000 | 315,000 | 342,100 | 369,900 |
| | 34 | 191,300 | 241,200 | 273,900 | 316,900 | 343,800 | 371,300 |
| | 35 | 192,800 | 242,400 | 275,600 | 318,800 | 345,600 | 372,700 |
| | 36 | 194,300 | 243,700 | 277,500 | 320,800 | 347,200 | 374,300 |
| | 37 | 195,600 | 244,600 | 279,000 | 322,700 | 348,600 | 375,600 |
| | 38 | 196,900 | 246,000 | 280,700 | 324,500 | 349,800 | 376,800 |
| | 39 | 198,100 | 247,400 | 282,400 | 326,500 | 351,200 | 378,000 |
| | 40 | 199,400 | 248,800 | 284,200 | 328,300 | 352,500 | 379,000 |
| | 41 | 200,700 | 250,200 | 285,800 | 330,100 | 353,800 | 380,100 |
| | 42 | 202,000 | 251,600 | 287,500 | 332,000 | 354,700 | 381,300 |
| | 43 | 203,300 | 253,000 | 289,000 | 333,700 | 355,700 | 382,400 |
| | 44 | 204,600 | 254,300 | 290,600 | 335,600 | 356,800 | 383,500 |
| | 45 | 205,800 | 255,500 | 292,200 | 337,000 | 357,600 | 384,200 |
| | 46 | 207,100 | 256,800 | 293,900 | 338,400 | 358,500 | 384,800 |
| | 47 | 208,300 | 258,100 | 295,400 | 339,800 | 359,300 | 385,500 |
| | 48 | 209,600 | 259,400 | 297,100 | 341,300 | 360,200 | 386,200 |
| | 49 | 210,700 | 260,700 | 298,100 | 342,800 | 361,100 | 386,800 |
| | 50 | 211,800 | 261,800 | 299,600 | 343,600 | 361,900 | 387,400 |
| | 51 | 212,800 | 263,100 | 301,000 | 344,800 | 362,600 | 387,900 |
| | 52 | 213,900 | 264,400 | 302,600 | 345,800 | 363,400 | 388,200 |
| | 53 | 215,000 | 265,400 | 304,100 | 346,600 | 364,100 | 388,600 |
| | 54 | 216,000 | 266,500 | 305,700 | 347,700 | 364,800 | 388,900 |
| | 55 | 216,900 | 267,700 | 307,200 | 348,600 | 365,400 | 389,200 |
| | 56 | 217,800 | 269,000 | 308,700 | 349,600 | 366,100 | 389,500 |
| | 57 | 218,400 | 270,100 | 310,200 | 350,500 | 366,600 | 389,800 |
| | 58 | 219,300 | 271,100 | 311,300 | 351,200 | 367,200 | 390,100 |
| | 59 | 220,100 | 272,100 | 312,500 | 351,900 | 367,800 | 390,400 |
| | 60 | 221,000 | 273,200 | 313,700 | 352,500 | 368,500 | 390,700 |

再任用以外の職員

| | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 61 | 221,700 | 274,400 | 314,300 | 352,900 | 368,800 | 391,000 |
| 62 | 222,700 | 275,400 | 315,200 | 353,500 | 369,500 | 391,300 |
| 63 | 223,500 | 276,300 | 316,000 | 354,200 | 370,100 | 391,500 |
| 64 | 224,400 | 277,200 | 316,800 | 354,900 | 370,700 | 391,800 |
| 65 | 225,100 | 277,900 | 317,600 | 355,200 | 371,100 | 392,100 |
| 66 | 225,900 | 278,800 | 318,000 | 355,800 | 371,700 | 392,400 |
| 67 | 226,800 | 279,500 | 318,700 | 356,500 | 372,200 | 392,700 |
| 68 | 227,800 | 280,400 | 319,500 | 357,200 | 372,800 | 393,000 |
| 69 | 228,500 | 281,400 | 320,200 | 357,500 | 373,200 | 393,200 |
| 70 | 229,200 | 282,200 | 320,900 | 358,100 | 373,700 | 393,500 |
| 71 | 229,800 | 283,000 | 321,600 | 358,800 | 374,200 | 393,800 |
| 72 | 230,600 | 283,800 | 322,300 | 359,300 | 374,800 | 394,100 |
| 73 | 231,400 | 284,600 | 322,800 | 359,600 | 375,100 | 394,300 |
| 74 | 232,100 | 285,100 | 323,400 | 360,200 | 375,400 | 394,500 |
| 75 | 232,800 | 285,500 | 323,800 | 360,900 | 375,800 | 394,800 |
| 76 | 233,400 | 286,000 | 324,400 | 361,500 | 376,200 | 395,000 |
| 77 | 234,100 | 286,100 | 324,700 | 361,900 | 376,500 | 395,200 |
| 78 | 234,900 | 286,500 | 325,200 | 362,300 | 376,800 | 395,500 |
| 79 | 235,700 | 286,700 | 325,600 | 362,900 | 377,100 | 395,800 |
| 80 | 236,400 | 287,100 | 326,100 | 363,400 | 377,400 | 396,000 |
| 81 | 237,100 | 287,200 | 326,500 | 363,900 | 377,600 | 396,200 |
| 82 | 237,700 | 287,400 | 326,900 | 364,500 | 377,900 | 396,500 |
| 83 | 238,400 | 287,800 | 327,400 | 365,000 | 378,200 | 396,800 |
| 84 | 239,100 | 288,100 | 327,900 | 365,300 | 378,300 | 397,000 |
| 85 | 239,700 | 288,400 | 328,200 | 365,600 | 378,500 | 397,200 |
| 86 | 240,400 | 288,700 | 328,600 | 366,100 | 378,800 | 397,500 |
| 87 | 241,100 | 289,000 | 329,100 | 366,500 | 379,100 | 397,700 |
| 88 | 241,800 | 289,400 | 329,500 | 366,900 | 379,300 | 397,900 |
| 89 | 242,500 | 289,700 | 329,800 | 367,300 | 379,500 | 398,100 |
| 90 | 243,000 | 290,100 | 330,100 | 367,800 | 379,800 | 398,400 |
| 91 | 243,400 | 290,400 | 330,600 | 368,200 | 380,100 | 398,700 |
| 92 | 243,900 | 290,800 | 331,000 | 368,600 | 380,300 | 398,900 |
| 93 | 244,200 | 290,900 | 331,200 | 368,800 | 380,500 | 399,100 |
| 94 | | 291,100 | 331,600 | 369,300 | 380,800 | 399,400 |
| 95 | | 291,500 | 332,100 | 369,700 | 381,100 | 399,700 |
| 96 | | 291,900 | 332,500 | 370,100 | 381,300 | 399,900 |
| 97 | | 292,100 | 332,600 | 370,400 | 381,500 | 400,100 |
| 98 | | 292,400 | 333,100 | 370,900 | 381,700 | 400,400 |
| 99 | | 292,800 | 333,400 | 371,300 | 382,000 | 400,700 |
| 100 | | 293,200 | 333,700 | 371,700 | 382,200 | 400,900 |
| 101 | | 293,400 | 334,000 | 371,900 | 382,400 | 401,000 |
| 102 | | 293,700 | 334,400 | 372,400 | 382,700 | 401,300 |
| 103 | | 294,100 | 334,800 | 372,800 | 383,000 | 401,600 |
| 104 | | 294,400 | 335,200 | 373,200 | 383,200 | 401,800 |
| 105 | | 294,600 | 335,700 | 373,500 | 383,400 | 402,000 |
| 106 | | 294,900 | 336,100 | 374,000 | 383,700 | 402,300 |
| 107 | | 295,300 | 336,400 | 374,400 | 384,000 | 402,600 |
| 108 | | 295,600 | 336,800 | 374,800 | 384,200 | 402,800 |
| 109 | | 295,800 | 337,300 | 375,100 | 384,400 | 403,000 |
| 110 | | 296,200 | 337,700 | 375,500 | 384,700 | |
| 111 | | 296,600 | 338,000 | 375,900 | 384,900 | |
| 112 | | 296,900 | 338,300 | 376,300 | 385,100 | |
| 113 | | 297,000 | 338,800 | 376,600 | 385,300 | |
| 114 | | 297,200 | | 377,100 | | |
| 115 | | 297,500 | | 377,500 | | |
| 116 | | 297,900 | | 377,900 | | |
| 117 | | 298,100 | | 378,200 | | |
| 118 | | 298,300 | | 378,600 | | |
| 119 | | 298,600 | | 379,000 | | |
| 120 | | 298,900 | | 379,400 | | |
| 121 | | 299,300 | | 379,700 | | |
| 122 | | 299,500 | | 380,200 | | |
| 123 | | 299,800 | | 380,600 | | |
| 124 | | 300,100 | | 381,000 | | |
| 125 | | 300,400 | | 381,300 | | |
| 126 | | | | 381,600 | | |

| | | | | | | | |
|-----------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 127 | | | | 381,900 | | |
| | 128 | | | | 382,100 | | |
| | 129 | | | | 382,300 | | |
| | 130 | | | | 382,600 | | |
| | 131 | | | | 382,900 | | |
| | 132 | | | | 383,100 | | |
| | 133 | | | | 383,300 | | |
| | 134 | | | | 383,600 | | |
| | 135 | | | | 383,900 | | |
| | 136 | | | | 384,100 | | |
| | 137 | | | | 384,300 | | |
| | 138 | | | | 384,600 | | |
| | 139 | | | | 384,800 | | |
| | 140 | | | | 385,000 | | |
| | 141 | | | | 385,200 | | |
| | 142 | | | | 385,400 | | |
| 再任用 職員 | | 184,700 | 211,900 | 246,400 | 265,200 | 279,900 | 304,500 |

議案第18号

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

江差町個人情報保護条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成29年3月8日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、江差町個人情報保護条例を改正する必要性が生じたため。

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例

江差町個人情報保護条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「番号法第23条第1項及び第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

議案第19号

江差町税条例等の一部を改正する条例について

江差町税条例等の一部を改正する条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成29年3月8日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び町税コンビニエンスストア収納に伴う督促手数料の廃止に伴い、江差町税条例等の一部を改正する条例を改正する必要性が生じたため。

江差町税条例等の一部を改正する条例

(江差町税条例の一部改正)

第1条 江差町税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「第1条の5第2号」を「第1条の9第2号」に改める。

第21条を削る。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 江差町税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(江差町税条例の一部改正)」を付し、同条のうち、江差町税条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条の改正規定中「(。)、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、「を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め」を削り、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に6条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に4条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日か

ら平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 江差町税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「場合において、」を「場合において」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項中「軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。」を「軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。」に改め、同条第2項中「軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。」を「前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。」に改め、同条3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「できないもの」を「できない者」に、「においては」を「には」に改め、「対して軽自動車税を」を削り、同項ただし書中「但し、」を「ただし、」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第80条の3の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、

当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8 町長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条2号ア中「2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額3,600円」を「(1) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円」に、「3輪のもの 年額 3,900円」を「(2) 3輪のもの 年額 3,900円」に、「4輪以上のもの」を「(3) 4輪以上のもの」に、「乗用のもの」を「(i) 乗用のもの」に、「営業用 年額 6,900円」を「 営業用 年額 6,900円」に、「自家用 年額 10,800円」を「 自家用 年額 10,800円」に、「貨物用のもの」を「(ii) 貨物用のもの」に、「営業用 年額 3,800円」を「 営業用 年額 3,800円」に、「自家用 年額 5,000円」を「 自家用 年額 5,000円」に改め、同号イ中「農耕作業用のもの 年額 2,000円」を「(1) 農耕作業用のもの 年額 2,000円」に、「その他のもの 年額 5,900円」を「(2) その他のもの 年額 5,900円」に改める。

第83条の見出し、同条及び第85条の見出し及び同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「直接専用するものと認める」を「直接専用する」に改め、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「するもののうち、町長が必要と認めるもの」を「するもの」に改め、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」

に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条第1項」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に改め、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項後段中「軽自動車税」を「種別割」に、「第443条第1項」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「道知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 町は、道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として道に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----|--------|----------|
| 第1号 | 100分の1 | 100分の0.5 |
| 第2号 | 100分の2 | 100分の1 |
| 第3号 | 100分の3 | 100分の2 |

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

| | | |
|-------------|---------|---------|
| 第2号ア(2) | 3,900円 | 4,600円 |
| 第2号ア(3)(i) | 6,900円 | 8,200円 |
| | 10,800円 | 12,900円 |
| 第2号ア(3)(ii) | 3,800円 | 4,500円 |
| | 5,000円 | 6,000円 |

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条」を「第43条」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中町税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第20号）附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(町民税に関する経過措置)」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の町税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の

次に次の見出し及び1条を加える。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中町税条例第21条を削る改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の町条例第21条の規定により現に督促状の発布を受けているものの督促手数料については、なお従前の例による。

議案第20号

町税コンビニエンスストア収納に伴う督促手数料廃止の関連条例の整理
に関する条例の制定について

町税コンビニエンスストア収納に伴う督促手数料廃止の関連条例の整理に関する
条例を、次のように定める。

平成29年3月8日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

町税コンビニエンスストア収納に伴い、督促手数料を廃止したいため、関係条例
を改正する必要性が生じたため。

町税コンビニエンスストア収納に伴う督促手数料廃止の関連条例の整理に関する条例

(江差町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部改正)

第1条 江差町税外諸収入金の徴収に関する条例（平成13年条例第19号）の一部を、次のように改正する。

第2条第3項を削る。

(江差町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 江差町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第11号）の一部を、次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第11条を1条ずつ繰り上げる。

(江差町介護保険条例の一部改正)

第3条 江差町介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を、次のように改正する。

第8条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日以前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

議案第21号

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように改正するものとする。

平成29年3月8日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要性が生じたため。

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準(第50条—第59条)」を「／第4節 運営に関する基準(第50条—第59条)／第3章の2 地域密着型通所介護／第1節 基本方針(第60条)／第2節 人員に関する基準(第61条・第62条)／第3節 設備に関する基準(第63条)／第4節 運営に関する基準(第64条—第78条)／」に、「第1節 基本方針(第60条)」を「第1節 基本方針(第79条)」に、「第61条—第63条」を「第80条—第82条」に、「第64条—第66条」を「第83条—第85条」に、「第67条—第80条」を「第86条—第99条」に、「第81条」を「第100条」に、「第82条—第84条」を「第101条—第103条」に、「第85条・第86条」を「第104条・第105条」に、「第87条—第108条」を「第106条—第127条」に、「第109条」を「第128条」に、「第110条—第112条」を「第129条—第131条」に、「第113条」を「第132条」に、「第114条—第128条」を「第133条—第147条」に、「第1節 基本方針(第129条)」を「第1節 基本方針(第148条)」に、「第130条・第131条」を「第149条・第150条」に、「第3節 設備に関する基準(第132条)」を「第3節 設備に関する基準(第151条)」に、「第133条—第149条」を「第152条—第168条」に、「／第1節 基本方針(第150条)／第2節 人員に関する基準(第151条)／第3節 設備に関する基準(第152条)／」を「／第1節 基本方針(第169条)／第2節 人員に関する基準(第170条)／第3節 設備に関する基準(第171条)／」に、「第153条—第177条」を「第172条—第196条」に、「第178条・第179条」を「第197条・第198条」に、「第180条」を「第199条」に、「第181条—第189条」を「第200条—第208条」に、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に、「第190条」を「第209条」に、「第191条—第193条」を「第210条—第212条」に、「第194条・第195条」を「第213条・第214条」に、「第196条—第202条」を「第215条—第221条」に改める。

第6条第5項第1号中「第151条第12項」を「第170条第12項」に改め、同項第4号中「第82条第1項」を「第101条第1項」に改め、同項第5号中「第110条第1項」を「第129条第1項」に、「第64条第1項」を「第83条第1項」に、「第65条」を「第84条」に、「第82条第6項第1号」を「第101条第6項第1号」に、「第83条第3項」を「第102条第3項」に、「第84条」を「第103条」に改め、同項第6号中「第129条第1項」を「第148条第1項」に、「第64条第1項」を「第83条第1項」に、「第65条第1項」を「第84条第1項」に、「第82条第6項第2号」を「第101条第6項第2号」に改め、同項第7号中「第150条第1項」を「第169条第1項」に、「第64条第1項」を「第83条第1項」に、「第65条第1項」を「第84条第1項」に、「第82条第6項第3号」を「第101条第6項第3号」に改め、同項第8号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「第191条第1項」を「第210条第1項」に、「第8章」を「第9章」に改め、同条第12項中「第191条第10項」を「第210条第10項」に改める。

第9条第2項第1号に次のように加える。

ウ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第9条第2項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第14条中「第67条」を「第86条」に改める。

第16条及び第17条中「法第8条第23項」を「法第8条第24項」に改める。

第202条前段中「第72条」を「第91条」に、「第74条」を「第93条」に、「第77条」を「第96条」に、「第87条」を「第106条」に、「第90条」を「第109条」に、「第93条」を「第112条」に、「第95条」を「第114条」に、「第97条」を「第116条」に、「第98条」を「第117条」に、「第100条」を「第119条」に、「第106」を「第125条」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条後段中「第202条」を「第221条」に、「第100条」を「第119条」に、「第74条第3項中」を「第93条第3項中」に、「第89条」を「第108条」に、「第97条中」を「第116条中」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「第106条中」を「第125条中」に、「第82条第6

項各号」を「第101条第6項各号」に、「第191条第7項各号」を「第210条第7項各号」に改め、同条を第221条とする。

第201条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同項第2号中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画書」に改め、同項第5号中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条を第220条とする。

第200条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条を第219条とする。

第199条の見出し中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項から第8項までの規定中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第9項及び第10項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条を第218条とする。

第198条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条を第217条とする。

第197条の見出し、同条各号列記以外の部分、第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条を第216条とする。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条を第215条とする。

第195条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項第2号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、第9章第3節中同条を第214条とする。

第194条中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条を第213条とする。

第193条の見出し及び同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、第9章第2節中同条を第212条とする。

第192条第1項本文中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条を第211条とする。

第191条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、「の事業」を削り、「複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第6項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条を第210条とする。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「以下「指定複合型サービス」という。」を「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。」に改め、第9章第1節中同条を第209条とする。

第189条前段中「第72条」を「第91条」に、「第76条」を「第95条」に、「第105条第1項」を「第124条第1項」に、「第153条」を「第172条」に、「第155条」を「第174条」に、「第158条」を「第177条」に、「第161条」を「第180条」に、「第163条」を「第182条」に、「第167条」を「第186条」に、「第171条」を「第190条」に、「第176条」を「第195条」に改め、同条後段中「第186条」を「第205条」に、「第72条第2項中」を「第91条第2項中」に、「第105条第1項中」を「第124条第1項中」に、「第167条中」を「第186条中」に、「第158条」を「第177条」に、「第189条」を「第208条」に、「第157条第5項」を「第176条第5項」に、「第182条第7項」を「第201条第7項」に、「第177条」を「第196条」に、「第175条第3項」を「第194条第3項」に、「第176条第2項第2号中」を「第195条第2項第2号中」に、「第155条第2項」を「第174条第2項」に改め、第8章第5節第3款中同条を第208条とする。

第188条を第207条とし、第181条から第187条までを19条ずつ繰り下げる。

第8章第5節第2款中第180条を第199条とする。

第8章第5節第1款中第179条を第198条とし、第178条を第197条とする。

第177条前段中「第72条」を「第91条」に、「第76条」を「第95条」に、「第105条第1項」を「第124条第1項」に改め、同条中「第168条」を「第187条」に、「第72条第2項中」を「第91条第2項中」に、「第105条第1項中」を「第124条第1項中」に改め、第8章第4節中同条を第196条とする。

第176条第2項第2号中「第155条第2項」を「第174条第2項」に改め、同項第3号中「第157条第5項」を「第176条第5項」に改め、同条を第195条とする。

第175条を第194条とし、第168条から第174条までを19条ずつ繰り下げる。

第167条中「第158条」を「第177条」に改め、同条第5号中「第157条第5項」を「第176条第5項」に改め、同条第6号中「第177条」を「第196条」に改め、同条第7号中「第175条第3項」を「第194条第3項」に改め、同条を第186条とする。

第166条を第185条とし、第157条から第165条までを19条ずつ繰り下げる。

第156条第1項中「第181条第1項」を「第200条第1項」に改め、同条第3項第1号中「第181条第3項第1号」を「第200条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第181条第3項第2号」を「第200条第3項第2号」に改め、同条を第175条とする。

第155条を第174条とし、第154条を第173条とし、第153条を第172条とする。

第8章第3節中第152条を第171条とする。

第151条第3項ただし書中「第178条」を「第197条」に、「第187条第2項」を「第206条第2項」に改め、同条第15項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第16項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「第82条」を「第101条」に、「第191条」を「第210条」に改め、第8章第2節中同条を第170条とする。

第8章第1節中第150条を第169条とする。

第149条前段中「第72条」を「第91条」に、「第76条」を「第95条」に、「第77条」を「第96条」に、「第99条」を「第118条」に、「第105条第1項」を「第124条第1項」に改め、同条中「第72条第2項中」を「第91条第2項中」に、「第105条第1項中」を「第124条第1項中」に改め、第7章第4節中同条を第168条とする。

第148条第2項第2号中「第136条第2項」を「第155条第2項」に改め、同項第3号中「第138条第5項」を「第157条第5項」に改め、同項第4号中「第146条第3項」を「第165条第3項」に改め、同項第8号中「第105条第2項」を「第124条第2項」に改め、同条を第167条とする。

第147条を第166条とし、第140条から第146条までを19条ずつ繰り下げる。

第139条第1項中「第130条第1項第4号」を「第149条第1項第4号」に改め、同条を第158条とする。

第138条を第157条とし、第134条から第137条までを19条ずつ繰り下げる。

第133条第1項中「第145条」を「第164条」に改め、同条を第152条とする。

第7章第3節中第132条を第151条とする。

第131条ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、第7章第2節中同条を第150条とする。

第130条第9項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「第82条」を「第101条」に、「第191条」を「第210条」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条を第149条とする。

第7章第1節中第129条を第148条とする。

第128条前段中「第72条」を「第91条」に、「第77条」を「第96条」に、「第99条」を「第118条」に、「第102条」を「第121条」に、「第104条」を「第123条」に、「第105条第1項」を「第124条第1項」に改め、同条中「第122条」を「第141条」に、「第72条第2項中」を「第91条第2項中」に、「第99条中」を「第118条中」に、「第102条中」を「第121条中」に、「第105条第1項中」を「第124条第1項中」に改め、第6章第4節中同条を第147条とする。

第127条第2項第2号中「第115条第2項」を「第134条第2項」に改め、同項第3号中「第117条第6項」を「第136条第6項」に改め、同項第7号中「第105条第2項」を「第124条第2項」に改め、同条を第146条とする。

第126条を第145条とし、第119条から第125条までを19条ずつ繰り下げる。

第118条第1項中「第110条第5項」を「第129条第5項」に改め、同条を第137条とする。

第117条を第136条とし、第114条から第116条までを19条ずつ繰り下げる。

第113条第2項中「第124条」を「第143条」に改め、第6章第3節中同条を第132条とする。

第6章第2節中第112条を第131条とする。

第111条第1項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条を第130条とする。

第110条第1項中「第113条」を「第132条」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「第82条」を「第101条」に、「第191条」を「第210条」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条を第129条とする。

第6章第1節中第109条を第128条とする。

第108条前段中「第72条」を「第91条」に、「第74条」を「第93条」に、「第77条」を「第96条」に改め、同条中「第100条」を「第119条」に、「第74条第3項中」を「第93条第3項中」に、「第72条第2項中」を「第91条第2項中」に改め、第5章第4節中同条を第127条とする。

第107条第2項第4号中「第92条第6号」を「第111条第6号」に改め、同項第8号中「第105条第2項」を「第124条第2項」に改め、同条を第126条とする。

第106条中「第82条第6項」を「第101条第6項」に改め、同条を第125条とし、第97条から第105条までを19条ずつ繰り下げる。

第96条第1項中「第82条第12項」を「第101条第12項」に改め、同条を第115条とする。

第95条を第114条とし、第88条から第94条までを19条ずつ繰り下げる。

第87条中「第82条第12項」を「第101条第12項」に、「第93条」を「第112条」に改め、同条を第106条とする。

第5章第3節中第86条を第105条とし、第85条を第104条とする。

第5章第2節中第84条を第103条とする。

第83条第2項中「第192条第1項」を「第211条第1項」に改め、同条第3項中「第111条第2項」を「第130条第2項」に、「第112条」を「第131条」に、「第193条」を「第212条」に改め、同条を第102条とする。

第82条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に

改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「第191条第1項」を「第210条第1項」に改め、同条第12項中「第96条第1項」を「第115条第1項」に改め、同条を第101条とする。

第5章第1節中第81条を第100条とする。

第80条中「第73条」を「第92条」に改め、第4章第3節中同条を第99条とし、第74条から第79条までを19条ずつ繰り下げる。

第73条第4号中「第61条第4項」を「第80条第4項」に、「第65条第1項」を「第84条第1項」に、「第75条」を「第94条」に改め、同条を第92条とする。

第72条を第91条とする。

第71条第1項中「第62条」を「第81条」に、「第66条」を「第85条」に改め、同条を第90条とする。

第70条第4号中「第61条第1項」を「第80条第1項」に、「第64条第1項」を「第83条第1項」に改め、同条を第89条とする。

第69条を第88条とし、第68条を第87条とし、第67条を第86条とする。

第66条第2項中「第62条第2項」を「第81条第2項」に改め、第4章第2節第2款中同条を第85条とする。

第65条第2項中「若しくは」を「又は」に、「第82条第7項」を「第101条第7項」に改め、同条を第84条とする。

第64条第1項中「第110条」を「第129条」に、「第130条」を「第149条」に、「第151条」を「第170条」に改め、同条を第83条とする。

第4章第2節第1款中第63条を第82条とし、第62条を第81条とする。

第61条第4項中「第63条第2項第1号ア」を「第82条第2項第1号ア」に改め、同条を第80条とする。

第4章第1節中第60条を第79条とする。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第60条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよ

う生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第61条 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計表を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして江差町が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第62条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第63条 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

エ 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第61条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもつて、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第64条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定地域密着型通所介護事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第65条 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型サービス費用基準額から指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担さえることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第66条 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第67条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持つて日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する指定地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第68条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に対して交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第69条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第70条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たつての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第71条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によつて指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第72条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害やその他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第73条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第74条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第75条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所は所在する町の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第76条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は第63条第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第77条 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第75条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第78条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定す

る運営規程」とあるのは「第70条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

附則第2項中「第62条第2項」を「第81条第2項」に、「第66条第2項」を「第85条第2項」に、「第62条第2項中」を「第81条第2項中」に、「第66条第2項中」を「第85条第2項中」に改める。

附則第3項中「第113条第1項」を「第132条第1項」に改める。

附則第4項中「第113条第4項」を「第132条第4項」に改める。

附則第5項中「第132条第4項第1号ア」を「第151条第4項第1号ア」に改める。

附則第6項中「第152条第1項第1号」を「第171条第1項第1号」に改める。

附則第8項中「第152条第1項第7号ア」を「第171条第1項第7号ア」に改める。

附則第9項中「第180条第1項第1号イ（イ）」を「第199条第1項第1号イ（イ）」に改める。

附則第10項中「第151条第14項」を「第170条第14項」に改める。

附則第11項及び第12項中「第152条第1項第7号ア」を「第171条第1項第7号ア」に改める。

附則第13項中「第152条第1項第8号」を「第171条第1項第8号」に、「第180条第1項第4号」を「第199条第1項第4号」に改める。

附則第16項及び第17項中「第151条第14項」を「第170条第14項」に改める。

附則第18項中「第152条第1項第1号」を「第171条第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 2 号

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように改正するものとする。

平成 2 9 年 3 月 8 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を改正する必要性が生じたため。

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第8条の2第14項」を「法第8条の2第12項」に改める。

第5条第4項及び第7項中「第61条第1項」を「第80条第1項」に改める。

第7条第4項中「第63条第1項」を「第82条第1項」に改める。

第8条第1項中「第110条第1項」を「第129条第1項」に、「第129条第1項」を「第148条第1項」に、「第150条第1項」を「第169条第1項」に、「第64条第1項」を「第83条第1項」に、「第110条」を「第129条」に、「第130条」を「第149条」に、「第151条」を「第170条」に改め、同条第2項中「第64条第1項」を「第83条第1項」に改める。

第9条第2項中「第4号」を削る。

第39条第1項中「その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。」を「指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する町の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。」に改め、同条第2項中「その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。」を「前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。」に改め、同条に次の3項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第44条第1項中「第82条第1項」を「第101条第1項」に、「第81条」を「第100条」に改め、同条第7項中「第191条第1項」を「第210条第1項」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「第191条第1項」を「第210条第1項」に改め、同条第10項中「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改め、同条第13項中「第82条第1項」を「第101条第1項」に改める。

第45条第2項中「第192条第1項」を「第211条第1項」に改める。

第47条第1項中「第82条第1項」を「第101条第1項」に、「25人」を「29人」に改める。

第48条第5項中「第86条第1項」を「第105条第1項」に改める。

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第38条」を「第39条（第5項を除く。）」に改め、「及び第62条」を削り、「第62条第1項中」を「第39条第1項中」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

町道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、江差町道路線を下記のとおり認定する。

記

| 路線番号 | 路線名 | 区間 | 延長 |
|------|---------|---------------------------------|--------|
| 236 | 陣屋町7号通り | 陣屋町127番地11地先から 陣屋町127番地4地先まで | 285.5m |

平成29年3月8日提出

江差町長 照井 譽之介

議案第24号

江差町ほか2町学校給食組合を組織する町の数の減少及び江差町
ほか2町学校給食組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成29年7月31日をもって、江差町ほか2町学校給食組合から厚沢部町が脱退することに伴い、江差町ほか2町学校給食組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成29年3月8日提出

江差町長 照 井 誉之介

江差町ほか2町学校給食組合規約の一部を改正する規約

題名を「江差町・上ノ国町学校給食組合規約」に改める。

第1条中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改める。

第2条中「江差町、上ノ国町及び厚沢部町」を「江差町及び上ノ国町」に改める。

第4条中「江差町ほか2町学校給食センター」を「江差町・上ノ国町学校給食センター」に改める。

第5条第1項中「6人」を「4人」に改め、同条第2項第3号を削る。

第12条第2項を削り、同条第3項中「事業開始後の運営費は」を「運営費の負担額は」に改め、同項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

この規約は、平成29年8月1日から施行する。

議案第25号

江差町ほか2町学校給食組合を組織する町の数の減少に伴う財産
処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、江差町ほか2町
学校給食組合から厚沢部町が脱退することに伴う財産処分を別紙のとおり構成町と
の協議の上、定めることについて、議決を求める。

平成29年3月8日提出

江差町長 照 井 誉之介

財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、江差町ほか2町学校給食組合から厚沢部町が脱退することに伴う財産処分について次のとおり定めるものとする。

江差町・上ノ国町学校給食組合に帰属せしめる財産は別紙のとおりとする。

平成 年 月 日

江差町長 照井 誉之介

上ノ国町長 工 藤 昇

厚沢部町長 渋 田 正 己

■財産目録

1. 不動産(土地)

| 物件名 | 番地 | 面積(m ²) |
|-----|-----------|---------------------|
| 土地 | 江差町南浜町411 | 1,911.92 |

2. 不動産(建物)

| 物件名 | 棟数 | 面積(m ²) | 構造 |
|-----------|----|---------------------|---------|
| 調理場 | 1 | 691.00 | 鉄骨造 |
| 前処理室 | | 34.35 | ブロック造平屋 |
| 事務室 | | 15.00 | ブロック造平屋 |
| 休憩室 | | 12.00 | ブロック造平屋 |
| プロパン庫 | | 3.18 | ブロック造平屋 |
| 住宅 | 1 | 67.08 | 木造 |
| 倉庫(残さ保管用) | 1 | 8.53 | ブロック造平屋 |
| 車庫(公用車用) | 1 | 19.80 | 木造平屋 |
| 計 | 4 | 850.93 | |

3. 動産(調理器具・備品等)

| 施設区分 | 品名 | 数量 | 施設区分 | 品名 | 数量 |
|------|-------------------|----|------|------------------|----|
| 調理室 | ライスボイラー | 2 | 調理室 | 配管設備 | 1 |
| 調理室 | ライスボイラー | 2 | 調理室 | 換気扇モーター | 1 |
| 調理室 | ライスボイラー | 2 | 調理室 | コンテナ4学級用(2ドア4段式) | 11 |
| 調理室 | ライスボイラー | 1 | 調理室 | コンテナ4学級用(1ドア4段式) | 3 |
| 調理室 | ガス回転釜 | 1 | 調理室 | コンテナ4学級用(1ドア3段式) | 1 |
| 調理室 | フードスライサー | 1 | 調理室 | コンテナ4学級用(1ドア3段式) | 1 |
| 調理室 | フードスライサー | 1 | 調理室 | コンテナ6学級用(2ドア4段式) | 6 |
| 調理室 | フードカッター | 1 | 調理室 | コンテナ6学級用(1ドア3段式) | 2 |
| 調理室 | 球根皮むき機 | 1 | 調理室 | 食器(食缶)洗浄受台 | 2 |
| 調理室 | サイノ目切機 | 1 | 調理室 | 食器(食缶)洗浄受台 | 2 |
| 調理室 | 野菜切り機(合成調理機) | 1 | 調理室 | 調理シンク | 1 |
| 調理室 | 高速度ミキサー | 1 | 調理室 | 調理シンク | 1 |
| 調理室 | 高速度ミキサー | 1 | 調理室 | 調理シンク | 1 |
| 調理室 | 電動式缶切機 | 1 | 調理室 | 調理シンク | 4 |
| 調理室 | 連続式揚物機(ガス自動フライヤー) | 1 | 調理室 | 調理シンク | 1 |
| 調理室 | 油ろ過機 | 1 | 調理室 | 食器浸漬槽 | 1 |
| 調理室 | 食器洗浄機 | 1 | 調理室 | 食器浸漬槽 | 1 |
| 調理室 | 食缶洗浄機 | 1 | 調理室 | 移動台(食缶移動台) | 2 |
| 調理室 | 消毒保管庫 | 1 | 調理室 | 穴開き調理台 | 1 |
| 調理室 | 消毒保管庫 | 1 | 調理室 | 穴開き調理台 | 1 |
| 調理室 | 消毒保管庫 | 1 | 調理室 | 移動調理台 | 3 |
| 調理室 | 消毒保管庫 | 1 | 調理室 | 移動調理台 | 4 |
| 調理室 | 消毒保管庫 | 1 | 調理室 | 移動調理台 | 11 |
| 調理室 | 包丁まな板殺菌庫 | 1 | 調理室 | 温食用食缶 | 65 |
| 調理室 | 包丁まな板殺菌庫 | 1 | 調理室 | 温食用食缶(4ℓ用) | 12 |
| 調理室 | 自動手洗い装置 | 3 | 調理室 | 温食用食缶(4ℓ用) | 2 |

別紙

| 施設区分 | 品名 | 数量 | 施設区分 | 品名 | 数量 |
|--------|---------------------------|-------|-------|------------------|-------|
| 調理室 | プレハブ型冷凍庫(含) | 1 | 調理室 | 温食用食缶(4ℓ用) | 14 |
| 調理室 | 屋外機ユニット冷凍機 | 1 | 調理室 | 温食用食缶(2ℓ用) | 5 |
| 調理室 | プレハブ型冷凍庫 (屋外機ユニット冷凍機含) | 1 | 調理室 | 温食用食缶(5.5ℓ用) | 10 |
| 調理室 | 電気冷蔵庫(保存食用) | 1 | 調理室 | 温食用食缶(10ℓ用) | 10 |
| 調理室 | 暖房機 | 1 | 調理室 | 天ぷら容器 | 190 |
| 調理室 | 暖房機 | 3 | 調理室 | 食器カゴ | 95 |
| 調理室 | 配管設備 | 1 | 調理室 | 給食用お盆 | 1,800 |
| 調理室 | 配管設備 | 1 | 調理室 | パン箱 | 200 |
| 調理室 | 給食用食器 | 3,600 | ボイラー室 | 薬注装置 | 1 |
| 調理室 | 給食用食器 | 2,000 | ボイラー室 | 自動軟化装置 | 1 |
| 調理室 | 調理用運搬車 | 1 | 施設外 | 浄化槽 | 1 |
| 調理室 | L型運搬車 | 1 | 施設外 | 重油地下貯蔵庫 | 1 |
| 調理室 | L型運搬車 | 1 | 事務用品 | 事務用机 | 7 |
| 調理室 | L型運搬車 | 2 | 事務用品 | 椅子 | 6 |
| 調理室 | L型運搬車 | 4 | 事務用品 | ミーティングテーブル | 1 |
| 調理室 | L型運搬車 | 3 | 事務用品 | テレビ | 1 |
| 調理室 | L型運搬車 | 2 | 事務用品 | テレビ | 1 |
| 調理室 | 運搬車(リフト用) | 1 | 事務用品 | 食堂テーブル(座卓型) | 10 |
| 調理室 | 万能カート | 1 | 事務用品 | ロッカー | 4 |
| 調理室 | 万能カート | 1 | 事務用品 | ロッカー | 1 |
| 調理室 | 台秤(自動台秤) | 1 | 事務用品 | 書庫 | 5 |
| 調理室 | 台秤(自動台秤) | 1 | 事務用品 | キャビネット(上置き書庫) | 2 |
| 調理室 | 台秤(自動台秤) | 1 | 事務用品 | ファイルマスター(キャビネット) | 6 |
| 調理室 | 台秤(自動台秤) | 1 | 事務用品 | パソコンソフト | 1 |
| 調理室 | 上皿秤 | 4 | 事務室 | 消防用設備(自動火災報知受信機) | 1 |
| 調理室 | デジタル台はかり | 1 | 事務室 | 電気冷蔵庫 | 1 |
| 調理室 | デジタル上皿はかり | 4 | 風呂場 | 乾燥機付き洗濯機 | 1 |
| 調理室 | ザル(パイスケット) | 60 | 風呂場 | 乾燥機付き洗濯機 | 1 |
| 調理室 | ザル置き台 | 23 | 女子休憩室 | 電気冷蔵庫 | 1 |
| 調理室 | ザル置き台 | 10 | 女子休憩室 | 掃除機 | 1 |
| 調理室 | 蒸しカゴ | 30 | 配送車庫 | 高圧洗浄機 | 1 |
| 調理室 | 殺虫器 | 4 | 配送車庫 | 台車 | 1 |
| 調理室 | シャトルコンテナー角型(4ℓ用) | 6 | 配送車庫 | 冷凍庫 | 1 |
| 調理室 | シャトルコンテナー角型(7ℓ用) | 26 | 一般工具 | 電気溶接機 | 1 |
| 調理室 | 天ぷら容器戸棚 | 2 | 小型乗用車 | トヨタスターレット | 1 |
| フロアパン庫 | ガス酸化機(ペーパーライザー機) | 1 | | | |
| ボイラー室 | ボイラーAS-1800 | 1 | | | |
| ボイラー室 | ストレージタンク | 1 | | | |
| ボイラー室 | 給水タンク | 1 | | | |
| ボイラー室 | 膨張タンク | 1 | | | |
| ボイラー室 | 給水軟化器(硬水軟化装置) | 1 | | | |
| ボイラー室 | 圧力給水槽 | 1 | | | |